

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年8月21日)

〔件　名〕

- 1 高レベル放射性廃棄物に係る科学的特性マップの公開について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 (仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業の計画段階環境配慮書に対する知事意見
の発出について
(環境立県推進課) ··· 4
- 3 「第44回中海水質汚濁防止対策協議会」の開催結果等について
(水・大気環境課) ··· 8
- 4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について
(循環型社会推進課) ··· 9
- 5 第2回「山の日」記念全国大会への出席及び第3回大会の準備状況等
について
(「山の日」大会推進課) ··· 10
- 6 「第2回『山ガール』・サミットin鳥取大山」の開催について
(緑豊かな自然課) ··· 12
- 7 鳥取県中部地震による住宅修繕に係る消費者相談等について
(消費生活センター) ··· 13
- 8 特殊詐欺に関する県内相談状況及び対策の現状について
(消費生活センター) ··· 16

生 活 環 境 部

高レベル放射性廃棄物に係る科学的特性マップの公開について

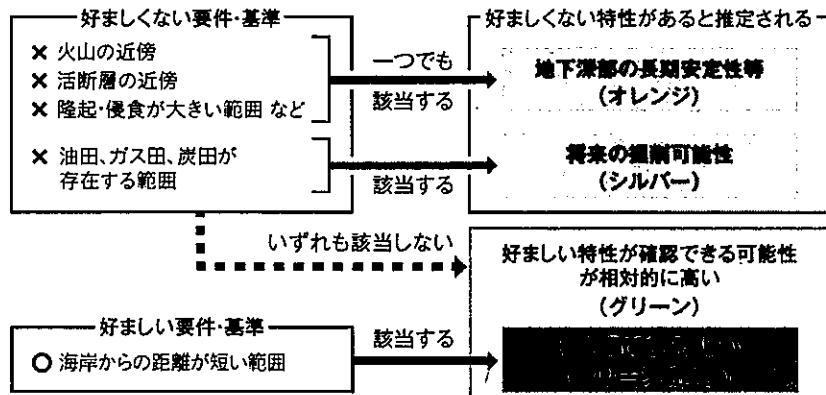
平成 29 年 8 月 21 日
環境立県推進課

7月28日(金)、経済産業省から高レベル放射性廃棄物に係る「科学的特性マップ」が公表されたので報告する。

1 科学的特性マップの概要

「科学的特性マップ」は、地層処分に関する科学的特性を、既存の全国データに基づき一定の要件・基準に従って客観的に整理し、全国地図の形で、国が示したもの。

●科学的特性マップにおける地域特性の区分



《全国の状況》

- 好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高く、適地とされた地域は、国土の7割程度と見られる。
- さらに、輸送面でも好ましいと位置づけられた沿岸部の地域は、国土の3割程度と見られる。

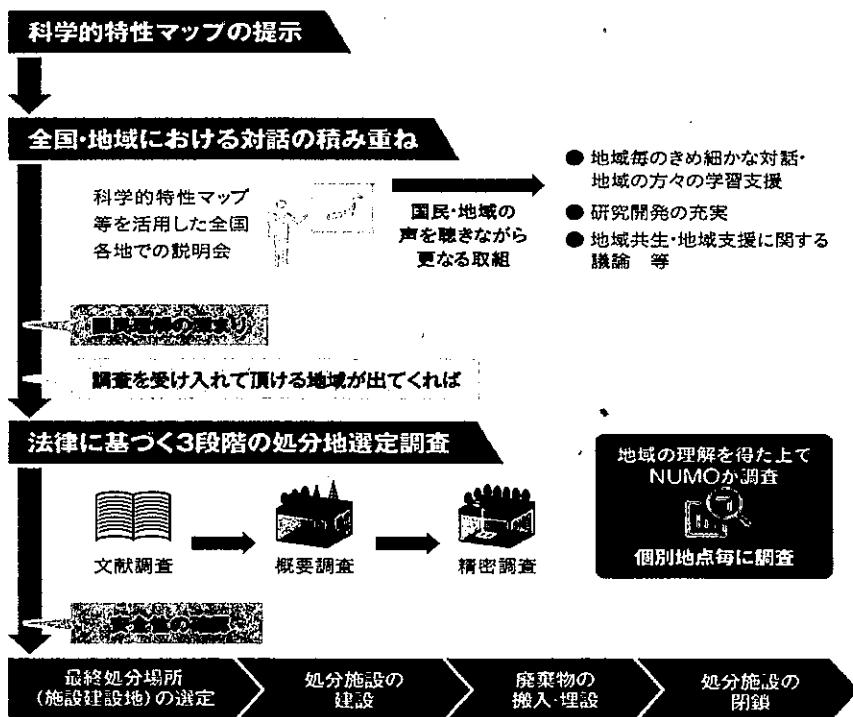
《鳥取県の状況》

- 鳥取県は好ましくない特性があると推定された地域が多く示された印象である。
- その要因は、第4紀火山(※)の存在によるものと考えられる。
※約260万年前から現在までに活動した火山(人類の進化の時代)

2 今後について

国は、全国各地できめ細かな対話活動を丁寧に進めていく予定としている。

●「科学的特性マップ」提示後の流れ



参考：高レベル放射性廃棄物の処分について

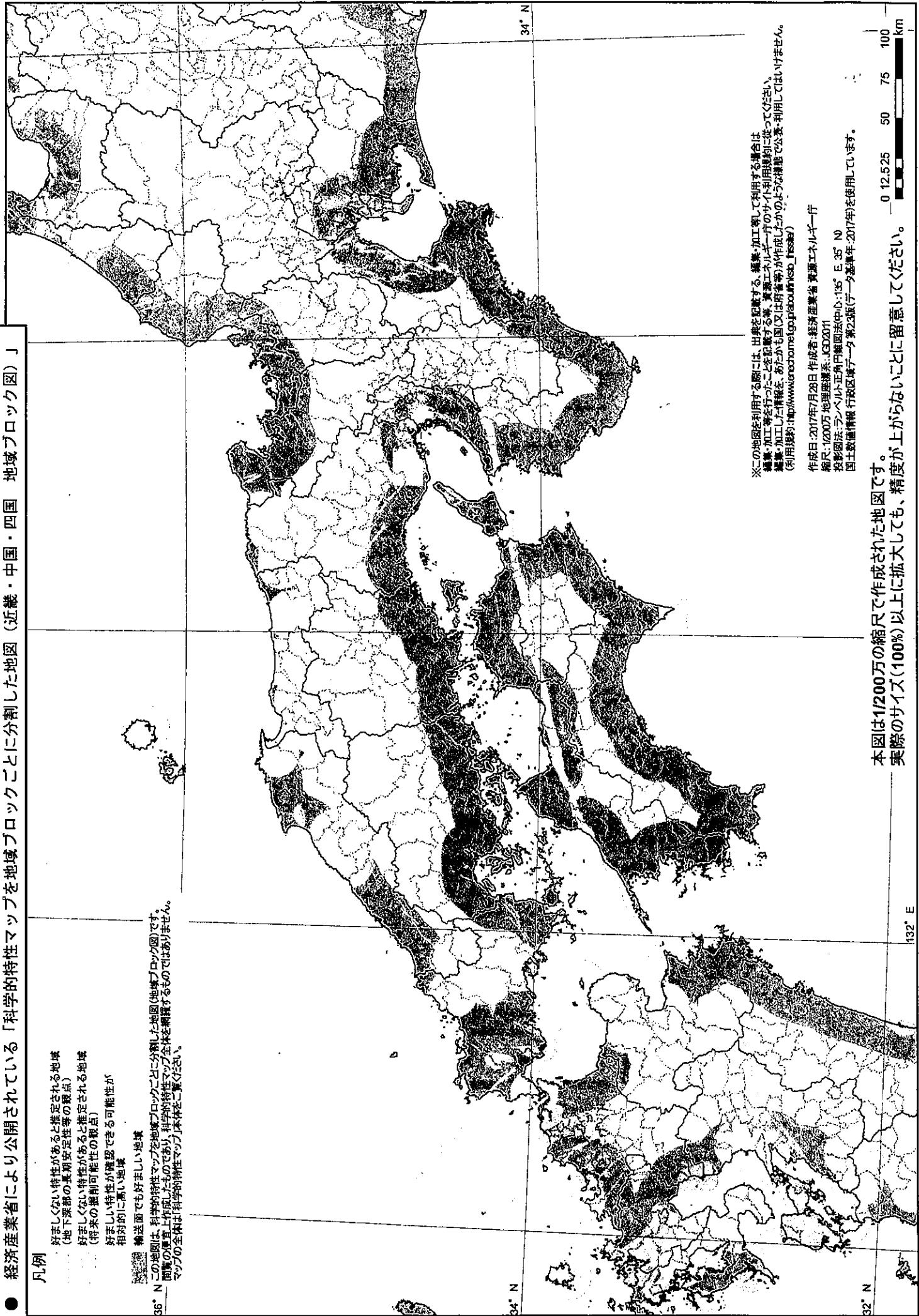
- 高レベル放射性廃棄物は、原子力発電所から生じた使用済燃料を再処理した後に残る廃液をガラス原料と高温で溶かし合わせたガラス固化体をいう。
- 国は、高レベル放射性廃棄物を地下深くの安定した岩盤に埋設（＝地層処分）する方針である。

● 経済産業省により公開されている「科学的特性マップを地域ブロックごとに分割した地図（近畿・中国・四国 地域ブロック図）」

凡例

- 好ましくない特性があると推定される地域
(地下深部の長期安定性等の観点)
- 好ましくない特性があると推定される地域
(将来の懸念可能性のある観点)
- 好ましい特性が確認できる可能性がある
相対的に高い地域

36° N 二の地図は、科学的特性マップを地域ブロックごとに分割した地図（地域ブロック図）です。
面図の全体は「科学的特性マップ」本体をご覧ください。
マップの全体は「科学的特性マップ」本体をご覧ください。

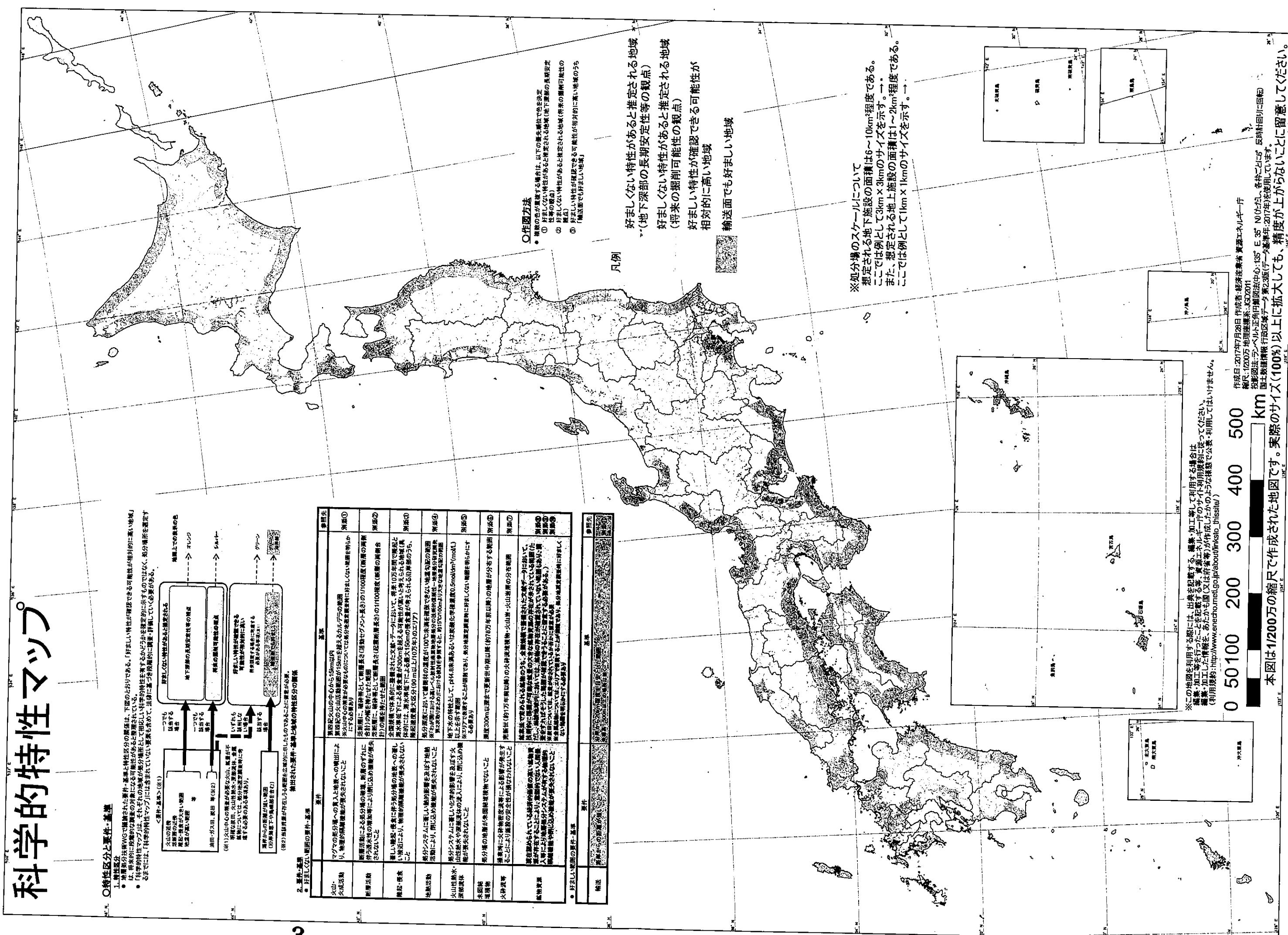


※この地図を利用する際には、出版を記載する事、資源エネルギー庁のサイトを利用規約に従ってください。
複数加工・複数複数枚提出する場合は、資源エネルギー庁のサイトを利用規約に従ってください。
(利用規約：http://www.economix.go.jp/about/uso_fss.html)

作成日：2017年1月29日 作成者：経済産業省 資源エネルギー庁
縮尺：1/200万 地理座標系：JGD2011
投影法：ランベール正角円錐図法(中央子午線：136°E、標準緯度：35°N)
国土数値情報 行政区分コード 第23版(データ基準年：2017年)を使用しています。

本図は1/200万の縮尺で作成された地図です。
実際のサイズ(100%)以上に拡大しても、精度が上がらないことに留意してください。

科学的特性マップ



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業の計画段階環境配慮書に対する知事意見の発出について

平成29年8月21日
環境立県推進課

環境影響評価法の規定に基づき提出された(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業の計画段階環境配慮書に対して、別添のとおり知事意見を事業者(自然電力(株))に発出したので報告する。

今後、事業者は、この度の知事意見及び今後示される経済産業大臣意見等を勘案し、環境影響評価方法書を作成して国及び県に提出することになる。

1 事業の概要

事業者：自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙(福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6)
内 容：青谷町地内において風力発電所(出力：最大40,000kw、基数：最大15基)を設置する。

2 手続きの経過

5月30日	鳥取市青谷町風力発電事業計画段階環境配慮書の県への提出
5月31日	
~6月30日	事業者による配慮書の縦覧、一般からの意見聴取
6月15日	第1回環境影響評価審査会(事業説明、配慮書内容に係る意見聴取、現地視察)
6月30日	第2回環境影響評価審査会(配慮書内容に係る意見聴取等)
7月21日	第3回環境影響評価審査会(審査会意見のとりまとめ)
7月31日	知事意見の発出

3 知事意見の概要

総括的 事項	事業計画の決定にあたり、環境影響を可能な限り回避・低減するよう最大限努めること。
	周辺住民に対し積極的に情報公開し、意見・要望を聴取する機会を適切に設定し、その意見・要望に対し、十分に説明し、また誠実に対応すること。
	調査・予測の手法や評価指標を適切に設定し、設定根拠等を方法書へ詳細に記載すること。
	複数の風車に挟まれる地域では、複合的な影響を踏まえて環境影響評価を実施すること。
騒音・ 低周波音	周辺の住居等との距離の確保等により、可能な限り影響を回避・低減すること。 事業実施想定区域近傍で「因州和紙の紙すき」が「残したい日本の音100選」に選ばれているなど、地域の音環境の保全も考慮して予測評価の指標を検討すること。
水環境	周辺の水源や水生生物の群落地等への影響について調査・予測・評価を実施すること。
地形・ 地質	事業実施想定区域はジオパークに認定されているエリアのため、「重要な地形・地質」を環境影響評価項目として選定し、調査・予測・評価を実施すること。
風車の影	周辺の住居等との距離の確保等により、可能な限り影響を回避・低減すること。
動植物 生態系	専門家からの動植物相の生息・生育情報が少ない地域との指摘があること、猛禽類の生息情報があることなどを踏まえ、適切な範囲・時期を考慮して、調査等を実施すること。
景観	住民が日常的に利用する場所・施設からの景観や夜の景観についても予測・評価を実施すること。また、ジオサイトとして評価された鹿野城跡等も踏まえて、予測・評価を実施すること。
文化財	埋蔵文化財包蔵地の存在する可能性を踏まえ、適切に関係機関と協議・調整すること。
その他	保安林や砂防指定地等は事業地として選定しないなど、適切に対応すること。

参考：環境影響評価手続きについて

- 環境影響評価は、規模の大きな事業等について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民や関係自治体等に広く意見を求め、環境保全の観点からより良い事業計画とするための制度。
- 配慮書は事業の位置・規模等の検討段階で環境配慮の検討を行うものであり、最初の法手続である。
- 方法書は各環境要素について、環境影響評価の実施方法の計画を示すものであり、2番目の法手続である。
- 今後も手続の各段階で、知事は事業者に対し直接または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

写

第20170010-2982号
平成29年7月31日

自然電力株式会社
代表取締役 磯野 謙 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの知事意見について（通知）

のことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」第14条第3項の規定による意見は、下記のとおりです。

（担当）生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 フax 0857-26-8194

記

1 総括的項目

- (1) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または低減するよう最大限努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に詳細に記載すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業の規模や風車の設置基数の縮小も含めて、計画の見直しを検討すること。

(4) 事業実施想定区域のA地区及びB地区に挟まれる地域においては、両地区それぞれに風車が建設された場合、それぞれからの影響を複合的に受けることが懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を実施すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域周辺には、複数の住居が存在し、また学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設が存在しており、風力発電機の稼働に伴い発生する騒音及び超低周波音によるこれらへの重大な影響が懸念される。事業計画の検討に当たっては、適切に環境影響評価を実施し、可能な限り風力発電機と住居等との離隔距離を確保すること、また低騒音型の機種を選定することなどにより、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。

また一部の地域は二つの事業実施想定区域A地区及びB地区に挟まれる形となることから、騒音及び超低周波音等による生活環境への複合的な影響について適切に予測及び評価を行い、風力発電施設の位置等の検討を行うこと。

さらに、事業実施想定区域の周辺では、環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」として「因州和紙の紙すき」が選ばれており、このような地域の音環境の保全も考慮して予測評価の指標を検討すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域周辺には二級河川である日置川、河内川、勝部川などが存在し、また早牛水源地や蔵内水源地等の水道水源のほか、バイカモの群生地となっている布勢の清水など県内有数の湧水も存在している。事業実施に伴う土地の改変等による濁水の発生や地下水への影響により、これら河川水や水道水源、湧水等に影響を及ぼすことのないよう、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(3) 重要な地形及び地質

事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることを踏まえ、「重要な地形及び地質」について影響を受けるおそれがある環境要素として選定し、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(4) 風車の影

事業実施想定区域の地形は最も高いところでB地区で328m、A地区で258mの標高となる小起伏山地となっており、風力発電機は住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。

(5) 動物、植物、生態系

事業実施想定区域内には、自然植生のスタジイ群落が存在し、付近には猛禽類の生息情報も得られている。加えて「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を

踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。また、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなども踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(6) 景観

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、風力発電機の視認の可能性がある眺望点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等が存在することも踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの眺望景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含め、適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 文化財

事業実施想定区域周辺には国指定の史跡「青谷上寺地遺跡」の他、多数の文化財が存在しており、また事業実施想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(8) 事業地の選定

事業実施想定区域内には水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電施設との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。

「第44回中海水質汚濁防止対策協議会」の開催結果等について

平成29年8月21日

水・大気環境課

「第44回中海水質汚濁防止対策協議会」を開催し、中海の水質の現状、第6期湖沼水質保全計画（平成26～30年度）の進捗状況などを報告するとともに、関係省庁（国土交通省、農林水産省、環境省及び財務省）のほか鳥取・島根両県選出国会議員へ中海の水質浄化対策事業に関する要望活動を行ったので、その概要を報告する。

中海水質汚濁防止対策協議会（設立：昭和51年）

- 目的：中海の水質保全のための情報収集、鳥取・島根両県及び関係市の連携による汚濁防止対策の促進
- 構成員：鳥取・島根両県の県議会議員（13名）、両県関係部局長、沿岸市の市長・市議会議長

1 開催日等

協議会：平成29年8月7日（月）松江市内、要望活動：8月10日（木）東京都内

2 会議の概要

（1）主な報告内容

項目	概要							
中海の水質調査結果		<ul style="list-style-type: none">環境基準点12地点における水質測定結果は、COD（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りんのいずれの項目も環境基準未達成。第6期湖沼水質保全計画で定めた目標水質について、CODは目標を達成。全窒素及び全りんは未達成。						
		(単位: mg/L)						
		項目	環境基準値	水質目標値	H26	H27	H28 (最高地点)	経年変化コメント
第6期湖沼水質保全計画の進捗状況		COD (75%値)	3.0	5.1	5.0	5.2	4.9 (米子湾中央部)	最高地点、湖心ともに昨年度より低下し、最高地点は昭和59年以降でもっとも低い値
		全窒素 (年平均値)	0.4	0.46	0.58	0.50	0.59 (米子湾中央部)	最高地点、湖心ともに昨年度より上昇したものの、過去5年間の変動の範囲内
		全りん (年平均値)	0.03	0.046	0.052	0.048	0.064 (米子湾中央部)	最高地点、湖心ともに昨年度より上昇したものの、過去5年間の変動の範囲内
中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム自立支援事業（平成23～28年度：両県連携）		<ul style="list-style-type: none">水質改善に取り組むため、平成元年から湖沼水質保全計画を定め、国、県、関係市、県民、企業及びNPO等が連携して各種施策を推進している。第6期湖沼水質保全計画で定めている平成30年度までに達成すべき目標に対して、各種施策は概ね計画どおりに進捗している。						
		【鳥取県の主な事業の進捗状況】※実績（）内は進捗率						
		区分		計画（H26～H30）		実績（H26～H28）		
		下水道の整備（米子市、境港市）		処理可能人口 3.7千人増		2.1千人増（57%）		
		合併浄化槽の整備（米子市、境港市）		設置基数 105基増		55基増（52%）		
		農業地域対策		緩効性肥料の導入面積 49ヘクタール増		63ヘクタール増（129%）		

（2）協議会での主な意見

- 生活排水対策については、現状での課題を明確にするとともに、国に対しても必要とする支援をより具体的に要望していく必要がある。
- 中海に流入する県・市管理河川における自然系負荷低減のための除草や藻刈り等もしっかりと進めていくべきである。

（3）国への主な要望事項

【国土交通省】

- 浅場造成等に加え海藻回収や窪地対策等、水質浄化対策を河川管理者として積極的に推進すること。
- 下水道事業の執行に必要な予算枠の確保及び国費率、地方交付税措置の嵩上げをすること。
- 汚濁原因の解明のための水質流動モニタリング等の強化を行うこと。

【環境省】

- 汚濁原因の解明及び海藻の果たす自然浄化機能等の調査研究を推進すること。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年8月21日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に昨年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

1 条例手続の現状

○ 再見解書の作成・周知

センターは、7月5日の米子市からの意見を踏まえた県からの助言※も受け、関係住民(2自治会、水利権者1名)から提出された再意見書に対する再見解書を作成し、再意見書を提出した関係住民に対して再見解書を送付したほか、8月18日(金)から同月24日(木)までの間、米子市役所淀江支所、公民館など16箇所で再見解書の縦覧を行うなどの周知措置を行っている。

※県からの助言の内容…再意見がある場合には、関係住民の理解を促進する観点から、再意見に対して誠実に回答すること。

<縦覧の場所・期間>

項目	内 容
縦覧の場所	・米子市役所淀江支所、西部総合事務所、公民館など16箇所
縦覧の期間	・平成29年8月18日(金)から同月24日(木)まで

<再見解書の掲載件数等>

- ・見解書への再意見に対する再見解・・・16項目115件
- ・参考回答書への再意見に対する参考再回答・・・7項目124件

<主な再意見の概要>

主な再意見の概要は次のとおりであり、全体的に、3月に提出された意見と重複するものが多い。

- ・処分場型式(オープン型、クローズド型)について 15(8)件
- ・処分場の搬入検査の方法など搬入管理について 6(18)件
- ・処分場の処理水放流先である塩川の水質等について 21(17)件
- ・参考再回答に係る意見(隣接の一般廃棄物最終処分場に係る開発協定について 12(14)件、民間事業者主体時の事業計画について 58(43)件)

※数字は再意見件数。括弧内の数字は、3月に提出された意見の件数

2 今後の予定

- センターは、再見解書の周知等を通じて、引き続き、関係住民の理解促進に努めることとしている。
- 県(生活環境部)は、センターの事業計画書の周知の状況等を確認するとともに、引き続き、丁寧かつ適切に、条例手続き等を進めていく。

<参考:これまでの手続経過>

年月日	内 容
H28. 11. 30	・センターが事業計画書及び周知計画書を県に提出
12. 16	・廃棄物審議会の開催
H29. 1. 13～	・センターが事業計画の縦覧等を実施(3月6日まで)
1. 20 ～ 2. 19	・センターが住民説明会を開催(県・米子市立会) (6自治会及び自治会以外 計7回)
～ 3. 6	・関係住民が意見書を提出
3. 6	・センターが見解書を県に提出
3. 7	・廃棄物審議会の開催
3. 20	・県が意見書・見解書について米子市へ意見照会(7/3 米子市から回答)
3. 21	・センターが見解書の縦覧(6月27日まで)
～ 7. 11	・関係住民(意見書提出者)が再意見書を提出
8. 18	・センターが再見解書縦覧(8月24日まで)



第2回「山の日」記念全国大会への出席及び第3回大会の準備状況等について



平成29年8月21日
「山の日」大会推進課

7月1日に「山の日」大会推進課を設置し、来年8月の第3回「山の日」記念全国大会開催に向けて関係市町等と連携して準備を進めており、その状況等について報告する。

<第2回大会への出席>

- 8月11日に開催された第2回「山の日」記念全国大会(栃木県那須町)に参加し、記念式典において次期開催県である本県へのリレーセレモニーに出席した。(知事、米子市長、大山町長)
- ・日時 平成29年8月11日(金・祝)午前9時15分～正午(記念式典・シンポジウム)
 - ・会場 那須町文化センター(栃木県那須町)
 - ・参加者 環境大臣、林野庁長官、国会議員(超党派「山の日」議員連盟所属議員、県関係議員)、一般参加者等 約800人
 - ・知事挨拶 大山は信仰の山であり、私たちが守り育ててきた山。明治以降、登山解禁で山頂が荒れたが、地元の皆さんによる「一木一石運動」という山を愛する活動によって山頂の緑を取り戻した。来年、大山は開山1300年を迎える。多くの皆さんのお越しをお待ちしている。



<第3回大会の準備状況等>

- 実行委員会及び運営委員会メンバーへの就任打診を完了し、8月29日に実行委員会を設立する。
○9月10日の大山キャリーダウンボランティア、9月17日・18日の「山ガールサミット」を関連イベント、プレイベントとして位置づけるほか、来年8月の本大会の成功に向け、関係市町とともに切れ目がない機運醸成と内外への発信を図る。

1 大会の概要

<大会趣旨>

山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝することを目的に、平成28年8月11日に初めての祝日「山の日」を迎えたことを記念し、その制定趣旨を周知するため毎年開催されている。

市町や民間と連携し、大山開山1300年祭と連携させた当県ならではの企画とし、会場である大山をはじめ県内の山の魅力を広く発信することで、更なる自然保護意識のかん養や国内外からの誘客につなげる。

(実行委員会事業(事務局:県))

開催日	行事	場所
平成30年8月	10日(金) ・レセプション	米子市内
	11日(土・祝) <山の日> ・記念式典 ・シンポジウム	大山町ほか
	12日(日) ・エクスカーション	大山周辺等
通年(関連行事・夏休み期間中心)	・大山開山1300年祭各種連携イベント ・山頂からの星空鑑賞等	県内 各市町村

2 今後の主なスケジュール

H29年8月下旬	第1回実行委員会（国レベル）：設立総会 第1回運営委員会（県レベル）：各種事業計画検討
10月	第2回運営委員会（県レベル）：基本計画（骨子）案策定
11月	第2回実行委員会（国レベル）：事業計画（骨子）承認
H30年1月	第3回運営委員会（県レベル）：事業計画（実施計画）案決定
2月	第3回実行委員会（国レベル）：事業計画（実施計画）承認
4月	第4回運営委員会（県レベル）：事業内容最終案確認
8月10日～11日	第3回「山の日」記念全国大会開催

3 今年度開催する主な山関係イベント

「山の日」の関連イベントとして、「山の日」全国大会のPRを積極的に行う。

地区	名 称	内 容	場 所	時 期
東部	氷ノ山みんなで 守る登山道	登山道を修繕する資材(木製階段等)をボランティアで荷上げする。	氷ノ山 (若桜町)	10/7(土) /
	わかさ氷ノ山 山フェス2017	響の森を主会場としサンセットコンサート&星空 バーべキュー等を開催する。	響の森周辺 (若桜町)	10/7(土)
中部	「三徳山」ふれあ い自然体験教室	専門家等の解説を聞きながら三徳山等において自然体験活動を実施する。	三徳山 (三朝町)	8/26(土)
西部	「星取県」大山フ ェスティバル	大山を中心に、北・西・南のさまざまな角度から 星空の美しさを堪能できる星空ウォッチング、簡易プラネタリウム鑑賞等を連続して開催する。 9/17 大山会場では、「星取県スター大使」篠原ともえさんが出演。 ※イベント内容は各会場により異なる。 (伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会主催事業)	樹水高原周 辺(伯耆町) 休暇村奥大 山(江府町) 大山総合体 育館周辺 (大山町)	7/22(土) (伯耆町) 8/27(日) (江府町) 9/17(日) (大山町)
	第7回大山キャリ ーダウン・ボラン ティア	頂上小屋トイレに堆積した汚泥をボトルに詰め 替えて人力(ボランティア)でふもとまで運びお ろす。	大山寺周辺 (大山町)	9/10(日)
	山ガールサミット in 鳥取大山 2017	各種の野外活動、山クッキングコンテストなどを 通じて、女性(「山ガール」)の交流(サミット)を 図るイベントを開催する。	大山寺周辺 (大山町)	9/17(日) ～18(月)
	秋のたいまつ行 列	通常、6月の大山夏山開き祭の前夜祭で行わ れるたいまつ行列を9月にも実施する。 (伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会主催事業)	大山寺参道 (大山町)	9/24(日)
	ホーリー・トレイ ル大山・三徳山 ルート(プレ版)	2つの日本遺産を結ぶ大山・三徳山間にロング トレイルルートを設定して、このうち一向平から 川床までの大山詣りウォーキングイベントをプレ 実施する。 (伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会主催事業)	一向平(琴 浦町)～川 床(大山町)	9/24(日)
	絶景「ダイヤモ ンド大山」鑑賞	母塚山から望む大山山頂からの朝日(ダイヤモ ンド大山)の鑑賞、撮影イベントを開催する。 (伯耆国「大山開山1300年祭」協働・連携事業)	母塚山 (南部町)	9月
	大山環状道路ウ ォーキング (仮称)	大山環状道路のマイカー規制を行う区間(樹水 高原～鍵掛峠～奥大山)でウォーキングイベン トを開催する。	樹水高原 (伯耆町) ～奥大山 (江府町)	10/28(土)
	奥大山古道ウォ ーク	大山古道を活用したウォーキングイベントを開 催する。 (伯耆国「大山開山1300年祭」協働・連携事業)	奥大山 (江府町)	11月



—第3回「山の日」記念全国大会プレイベント—
「第2回『山ガール』・サミット in 鳥取大山」の開催について



平成29年8月21日
緑豊かな自然課

- 「第3回『山の日』記念全国大会」のプレイベントとして、9月17日(日)・18日(祝・月)に大山において「第2回『山ガール』・サミット in 鳥取大山」を開催する。
- 昨年に続き2回目の開催となり、今回の来場者目標人数は前回の2倍を超える約1,000名を予定(両日併せ)している。
- また、同日開催である「星取県『大山フェスティバル/宙の星』(伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会主催事業)と連携し、伯耆国「大山開山1300年祭」との相互PRを図る。

<イベントの概要>

<山ガール・サミットについて> ※「山ガール」：ファッショナブルなアウトドア用衣料を身に着けて山に登る若い女性のこと。

全国の「山ガール」が集まり、交流し合えるイベントとして、九州を中心に全国で過去11回開催。山を愛し、自然を愛する人々が、楽しみながら清掃・登山や地域交流活動を行い、「人と人」が深く触れ合うことを目的とする。

※昨年度は8/12(金)に開催。来場者数約400名。有料アクティビティ参加者のうち7割が県外から訪れ、広く大山の魅力発信に繋がった。(公式Facebook閲覧数: 24,000ページビュー)

(1) 目的等

- ・これまで山への関心を持つことが少なかった、新たな層を取り込むため、「山ガールの聖地・大山」としての新たなイメージの定着を目指す。
- ・強い情報発信力を持つ若い女性(ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用者)に多数集まっていたり、イベント関連記事を広く発信していただくことで、国立公園・大山の魅力を県内外に効果的にPRする。
- ・「大山開山1300年祭」と連携し、民間の協力も得ながら、大山の魅力を広く発信することで、更なる自然保護意識のかん養や国内外からの誘客につなげる。

(2) 内容

◆ゲスト(トークショー、音楽ライブを開催)

竹内 洋岳：プロ登山家。日本人唯一の世界8,000m峰14座全てを登頂。

田中 陽希：プロアドベンチャーライダー。BSプレミアム「グレートトラバース」にて一躍有名に。

加賀谷 はづみ：シンガーソング・ハイカー。登山と音楽を融合した独自路線で活動中。過去県内各イベントにも出演。

○体験アクティビティ

- ・大山トレッキング：田中陽希と登る大山夏山登山。昨年度一番人気アクティビティ。
- ・大山癒しのブナの森ウォークと天空リゾート：林水高原から大山横手道のブナ林を散策。
- ・宝探しin鳥取大山：大山寺を舞台とした散策ゲーム。

○ステージイベント

- ・ゲストトークショー、音楽ライブ。
- ・アウトドアクッキング講座：アウトドア雑誌「ランドネ」による、簡単・おしゃれ・絶品スウィーツ講座。

○コンテスト

- ・山ガールファッショショニショ：アクティビティ参加者による山ファッショニコンテスト。
- ・アウトドア料理！大山 梨カレー選手権：鳥取県特産の梨を使ったクッキングコンテスト。

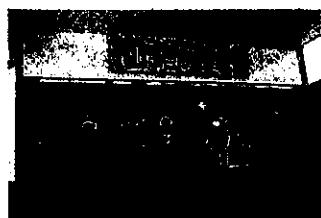
○工作体験

- ・各種ワークショップ：紙岳、スマート体験、缶バッジ、お守り等の工作体験ブース。

○物販等

- ・地元民間企業による、飲食物、アウトドアグッズ関係の販売ブース 等

(第1回の様子)



鳥取県中部地震による住宅修繕に係る消費者相談等について

平成 29 年 8 月 21 日
消費生活センター

前回（7月21日）報告時にいただいた御意見等を踏まえ、当該事業者に係る相談状況及びセンターの対応状況等を再整理したので、その概要を報告する。

＜事業者と指示処分の概要＞

- (1) 名 称 山口 卓三（やまぐち たくみ）
※ 個人事業者（屋号：倉吉屋根工房）
- (2) 所 在 地 倉吉市大谷茶屋 883-158
- (3) 取引形態 訪問販売
- (4) 取扱業務 屋根瓦の補修・修繕等の工事
- (5) 指示処分 訪問販売による契約の締結において、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）に定める必要事項を記載した書面を交付すること。（特商法第5条第1項）

＜当該事業者に係る相談及びセンターの対応状況＞

相談件数及び対応結果（県消費生活相談室及び中部ふるさと広域連合）

平成 29 年 8 月 8 日現在

月	H28 10月	11月	12月	H29 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
相談件数（件）	7	13	10	4	4	6	6	10	5	8	0	73
うち、当該事業者に対する相談	0 (0)	1 (0)	4 (1)	1 (1)	2 (1)	5 (0)	4 (0)	7 (1)	4 (1)	5 (2)	0 (0)	33 (7)

※ () 内は事業者の信頼性などに関する問い合わせの件数。

当該事業者に対する直接的な苦情相談は 26 件であり、その対応結果は以下のとおりである。

- ・特商法に基づく
 - クーリング・オフによる契約解除 13 件（うち 1 件は同法に基づく返金義務が伴い返金済）
- ・当該事業者により工事完了 13 件

① クーリング・オフの事例

相談内容	消費生活センターの対応	結果
「被災した屋根の修理を契約し、20万円を支払ったが、なかなか作業に入らないうえ、2ヶ月後に余震で被害が拡大しているので追加料金が必要と言われた」という趣旨の相談。 〔契約書に工期の記載がなかったため、特商法違反を問える事案〕	・消費生活相談員が消費者安全法に基づき、相談者の意向を確認し、相談者に代わって当該事業者への連絡、契約内容の確認等を行った。（あっせん行為） ・また、相談者に代わって、事業者に対してクーリング・オフの意思を伝えた。（同上）	・相談者が事業者と話し合い、クーリング・オフを行い、事業者から 20 万円の返金があった。 ・他の事業者に発注し、工事完了。
「屋根の修繕を契約したが、着工日当日に資材費として 30 万円（行政からの支援金）を請求された。今後も高額な請求をされるかもしれません心配」という趣旨の相談。		・相談者の家族が事業者と話し合い、クーリング・オフを行った。 ・他の事業者に発注し、現在工事継続中。
「2週間前に訪問販売で屋根修理の契約をしたが、電話で督促しても、折り返しの電話もなく信用できないので解約したい」という趣旨の相談。 〔契約書に工期の記載がなかったため、特商法違反を問える事案〕		・クーリング・オフ期間は過ぎていたが、クーリング・オフを行うことができる要件を満たしていたため（契約書への工事内容の未記載）、クーリング・オフすることをセンターから事業者に伝えた。 ・他の事業者から改めて見積もりを取得中。

② 引き続き当該事業者が工事した事例

相談内容	消費生活センターの対応	結果
<p>「県外の事業者に被災した屋根の見積りを依頼した。自分の想定よりもかなり高かったが、早く工事をしてほしかったので、仕方なく工事を依頼した。しかし、事業者は督促しても工事に来ない」という趣旨の相談。</p> <p>[工事契約書記載の工期を守っておらず、債務不履行を問える事案。]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員が消費者安全法に基づき、相談者の意向を確認し、相談者に代わって当該事業者への連絡・催促を行った。 (あっせん行為) ・また、相談者に対してクーリング・オフの制度を説明した。 ・事業者に対しては、工期の遅れの原因や工事代金の支払等について、相談者に詳しく説明するよう伝えた。(同上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の説明を受け、相談者は工事の金額、工期についても納得した上で工事を発注し、工事完了。
<p>「訪問販売で被災した屋根の修繕を30万円で契約して一部支払ったが、作業が中断したまま工期が過ぎても連絡がない」という趣旨の相談。</p> <p>[工事契約書記載の工期を守っておらず、債務不履行を問える事案。]</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・相談者が引き続き工事を希望されたため、当該事業者により工事完了。

<今後の対応>

- (1) 引き続き、当該事業者の動向を注視するとともに、鳥取県中部地震住宅修繕センター等からの当該事業者に係る情報収集に努める。
- (2) 引き続き、県民に対し、以下のとおり工事等の契約を締結する際の留意事項について注意喚起を行う。
 - ・鳥取県中部地震住宅修繕センター等へ見積もりを依頼すること。
 - ・工事内容や工期について確認すること。
 - ・訪問販売の場合、契約後8日間はクーリング・オフ制度が活用できること。等

<参考>

指示処分をするまでの経緯等

- (1) 当該事業者は、平成28年11月以降、三重県から県内に入り、「三重県宅内下水事業協同組合鳥取支所」(個人事業者)と称して、鳥取県中部地震により住宅等に被害を受けた消費者宅を訪問し、屋根瓦の補修・修繕等の工事について勧誘を行い、消費者と役務提供契約を締結していたが、契約締結の際に「クーリング・オフに関する口頭での説明がなされていなかったこと」及び、「契約書類の記載事項が不備であったこと」により、平成29年1月27日付で、当センターから当該事業者に対し、是正指導を行った。
- (2) 平成29年2月以降、「倉吉屋根工房」に改称して同様の営業を継続していたが、契約後の工事着手・完了の遅れ、訪問販売による契約の際に必要となる交付書面の不備(役務の種類(工事内容の明細)、役務の対価の支払時期、役務の提供時期、契約担当者の指名の記載漏れ)等により、消費者からの苦情や相談が、県及び中部ふるさと広域連合の消費生活相談室に寄せられ、県が、相談者および当該事業者に聞き取りを行ったところ、(1)の是正指導にもかかわらず、消費者と契約締結した際、特商法に定める必要事項を記載した書面を交付(特商法第5条第1項)していなかったことが判明したため、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあるとして今回の処分を行い、国への報告とともに公表(県政記者室への資料提供等)を行った。

なお、この指示に従わない場合は、特商法第72条第1項第2号の規定により100万円以下の罰金が科せられる場合があるほか、特商法第8条の規定による業務停止命令の対象となる。

「特定商取引に関する法律」について

○特定商取引を公正なものとし、取引の相手方である消費者が不当な損害を受けることのないよう必要な措置を講ずることにより、消費者の利益の保護と事業者による適正かつ円滑な商品等の流通および役務の提供を達成することを目的として、取引類型ごとに諸規定を設けている。

○監督官庁は報告・徴収、立入調査等を経た上で、事業者に対して、法律を守るように指導し、違反した事業者に対しては、違反の程度が重く取引の公正を害したり、消費者被害が拡大する危険が高い場合には行政処分（指示処分、業務停止処分）を行う。また、クーリング・オフ制度、取消制度、中途解約制度、損害賠償額の制限、過量販売解除権等の被害を被った消費者の被害を回復するための事業者と消費者の当事者間のルール（民事ルール）に關わる規定も設けられている。

<特定商取引法の対象となる類型>

訪問販売	事業者が消費者の自宅に訪問して、商品や権利の販売又は役務の提供を行う契約をする取引のこと。キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む。
通信販売	事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引のこと。「電話勧誘販売」に該当するものを除く。
電話勧誘販売	事業者が電話で勧誘し、申込みを受ける取引のこと。電話をいったん切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合も該当する。
連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引のこと。
特定継続的役務提供	長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引のこと。現在、エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6つの役務が対象となっている。
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を売って金銭負担を負わせる取引のこと。
訪問購入	事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入を行う取引のこと。

<「クーリング・オフ制度」について>

○訪問販売や電話勧誘、キャッチセールスなど、不意打ち的な販売方法で、消費者が冷静な判断をできないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度である。

○訪問販売の場合、消費者が契約を申し込んだり、契約をした場合でも、法律で決められた書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、消費者は事業者に対して、書面により申込みの撤回や契約の解除が可能である。

なお、契約時に、事業者が、クーリング・オフに関する事項につき事実と違うことを告げたり、威迫したりすることによって、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記期間を経過していても、消費者はクーリング・オフが可能である。

○クーリング・オフを行った場合、消費者がすでに商品もしくは権利を受け取っている場合には、販売業者の負担によって、その商品を引き取ってもらうことや、権利を返還することができる。

また、商品が使用されている場合や、役務がすでに提供されている場合でも、消費者がその対価、損害賠償、および違約金を支払う必要はなく、すでに頭金等の対価を支払っている場合には、すみやかにその金額を返してもらうとともに、土地または建物そのほかの工作物の現状が変更されている場合には、無償で元に戻してもらうことができる。

ただし、使うと商品価値がほとんどなくなる、いわゆる消耗品（いわゆる健康食品、化粧品等）を使つてしまふ場合や、現金取引の場合であつて代金または対価の総額が3000円未満の場合には、クーリング・オフの規定は適用されない。

特殊詐欺に関する県内相談状況及び対策の現状について

平成 29 年 8 月 21 日
消費生活センター

今年 3 月頃より全国的に S M S (※) 及びハガキによる特殊詐欺（架空請求）に関する相談が増加しており、消費者庁では、特殊詐欺被害について随時注意喚起を行っているが、依然として高齢者を対象とした多くの被害が発生している。(※S M S : 電話番号だけでメッセージが送受信できるショートメールサービス)

当センターでも、「特殊詐欺被害ゼロ」を目指し、地域サロン（高齢者の集いの場）等において、直接、高齢者への注意喚起を行うとともに、広く県民に対してラジオや新聞等を活用し被害防止を呼びかけている。

1 特殊詐欺のうち架空請求に係る相談件数等 (単位 : 件)

相談内容	時 期	H28		H29						
		1月～7月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
(株) DMM と称する事業者等からの S M S による架空請求相談		16	4	5	20	10	12	24	21	96
「民事訴訟管理センター」と称する団体からのハガキによる架空請求相談		0	0	0	1	2	5	23	26	57
計		16	4	5	21	12	17	47	47	153

※当センターでは、消費生活相談員が「消費者安全法」に基づき、相談者の苦情に係る相談及び苦情処理のためあっせんを行っている。

[H28 年 1 月から 7 月までの架空請求以外の特殊詐欺に関する相談は、還付金詐欺に関する相談が 4 件。]
[H29 年 1 月から 7 月までの架空請求以外の特殊詐欺に関する相談はない。]

<相談事例① (S M S 活用)>

「携帯電話にDMMから『有料コンテンツ利用料金が未納であり、連絡がなければ訴訟手続きに移行する。』というメールが送られてきた。」(※有料コンテンツ利用料金とはインターネット上の動画やゲーム、音楽等の利用料金)

→株式会社DMMをかたる事業者からのメールであり、無視するよう助言。

(もしも相手に連絡を取って支払いを承諾してしまっていた場合)

「『有料動画等の未払いがある。支払は、Amazon ギフト券などをコンビニエンスストアで購入し、ギフト券に表示された番号を電話で連絡するように。』と指示があり番号を伝えてしまった。」

→「ほとんどの場合お金は返ってこないが、対応が早ければ被害を防げる可能性もあるため、相談員がギフト券の発行元へ連絡するので、警察に届け出るよう。」と助言。

※被害金額の払い戻しをギフト券の発行元に請求するためには、警察が被害届を受理する必要がある。

<相談事例② (ハガキ活用)>

「『総合消費料金未納分訴訟最終通知書』というハガキに、総合消費料金が未納であり、契約会社から民事訴訟の訴状が提出され、連絡がない場合は、給与等を差し押さえると書いてある。」
→架空請求であり、支払わずに無視するよう助言。

(参考) 県内の特殊詐欺の被害状況 (鳥取県警察本部公表 : 平成 29 年 1 月～7 月末)

特殊詐欺の事例	認知件数及び被害額		認知件数		被害額	
	H29年7月末	前年同期	H29年7月末	前年同期		
振り込め詐欺	41	15	7,307 万円	4,766 万円		
オレオレ詐欺	5	4	1,101 万円	1,338 万円		
架空請求詐欺	28	3	5,443 万円	2,902 万円		
融資保証金詐欺	1	0	81 万円	0 万円		
還付金等詐欺	7	8	681 万円	525 万円		
上記以外の特殊詐欺	1	2	500 万円	238 万円		
金融商品等取引名目	1	0	500 万円	0 万円		
ギャンブル必勝情報提供名目	0	1	0 円	148 万円		
異性との交際斡旋名目	0	0	0 円	0 万円		
その他	0	1	0 円	90 万円		
合 计	42	17	7,807 万円	5,004 万円		

※被害額については、1万円以下を切り捨てて計算しているため、被害額と個別の被害額は一致しません。

2 当センターの主な被害防止対策の概要

新聞・ラジオ等を活用した啓発を継続実施しているほか、直接高齢者に、特殊詐欺被害防止の意識を持っていただくための研修会を開催している。

また、今後も高齢者等を地域でサポートするための地域消費生活センター、包括支援センター職員等を対象にした研修会を開催し、地域の見守り活動を強化することとしている。

(1) 高齢者を対象とした見守りカフェ事業

各地で高齢者を対象に開催されている地域サロンに、特殊詐欺撲滅リーダー（県非常勤職員：警察OB）が出向き、特殊詐欺の被害にあわないよう啓発している。

➢実施状況（H29.8.9現在）15箇所（309人）：西部地区14箇所（296人）、中部地区1箇所（13人）

※申込みは随時受け付けており、今後18地区で実施予定。

(2) 地域見守りネットワーク化研修

消費生活センター、包括支援センター職員、民生児童委員及び消費者団体等を対象に、地域の見守り活動に関する知識の向上と活動促進のため、県内3箇所で研修会を実施する。

➢研修日程等

東部地区	鳥取県立図書館	9月25日（月）
中部地区	倉吉交流プラザ	9月26日（火）
西部地区	米子コンベンションセンター	9月21日（木）

(3) その他の取組

①新聞、ラジオ等を活用した啓発

新聞、ラジオ、県政だより、とりネット等を活用し、消費生活に関するトラブルの注意喚起を行っている。

➢新聞（日本海新聞）：毎月2回

➢ラジオ（BSS、FM山陰）：毎月2回

➢県政だより 隨時

②中高生に対する啓発（非行防止）

県警の少年サポートセンターが実施している非行防止教室と連携し、中高生が知らない間に振り込め詐欺などの犯罪に手を貸すことがないよう注意喚起を行っている。

➢実施状況（H29.8.9現在）

県立米子南高校 平成29年7月13日（木）全校生徒445名

県立日野高校 平成29年7月19日（水）全校生徒149名

※今後も、私立高校等も含め県内各地の学校へ実施の働きかけを行う。

③その他

・昨年度実施したモデル地区による取組をまとめた、取組事例集を作成し、普及啓発に活用する。

・コンビニでのプリペイドカードによる被害が多いことから、県警と連携し、

プリペイドカード設置コーナー等に、スイングポップ広告（※）を設置する。

（※スイングポップ広告：空気の流れでゆらゆらと動く広告。少しの風や振動でも揺れ、人の目を引きやすいという特徴があり、効果的にアピールできる。）



（スイングポップ広告イメージ）